
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	本日の審議の概要

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

（これまでの経緯）

2. 第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）では、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業が投資する VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、組合等への出資の会計処理を見直すことを目的とする本プロジェクトに取り組むこととされた。
3. 第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）及び第 209 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）では、本プロジェクトの今後の進め方について審議し、まずは今回検討している会計処理の対象となる VC ファンドに相当する組合等の定義について検討を行ったうえで、次のいずれのアプローチを採用するかについて検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 時価評価を強制するアプローチ
 - (2) 時価評価するオプションを認めるアプローチ
4. 第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）では、VC ファンドに相当する組合等の定義に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺った。

(本日の審議事項)

5. 本日は、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲（審議事項(2)-2）及び対象とする組合等の会計処理（審議事項(2)-3）についてご意見を伺うことを予定している。
6. なお、VCファンドに相当する組合等の定義について、第519回企業会計基準委員会で聞かれた意見は審議事項(2)-4で示している。
7. また、本日の審議に関連する第213回金融商品専門委員会(2024年2月29日開催)で聞かれた意見は審議事項(2)-5で示している。

以 上